

犯罪被害者に寄り添う支援を

3月
定例会

3日～24日

令和2年3月定例会は3日から24日までの22日間開かれました。教育長の任命、条例制定4件、条例の一部改正6件、令和元年度一般会計補正予算など7件、令和2年度予算など29議案を審議し、可決・同意しました。

また令和2年度一般会計など7会計の当初予算は、予算特別委員会を設置して5日間集中審査を行いました。(6～11ページ参照) その結果、委員会・本会議とも原案通り可決しました。

また、一般質問では会派を代表して議員4人が新年度施政方針をたてました。(12～14ページ参照)

犯罪被害者等への支援



▲総合相談窓口のある福祉会館

犯罪などにより被害を受けた方やそのご家族・ご遺族が、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者に寄り添い、支援を行うため、条例を制定しました。

犯罪で亡くなった方のご遺族に60万円、重症病者に20万円を支給します。

質疑

問 費用助成、法律相談などの細かい支援メニューの内容は今後検討するのか。

答 犯罪の多様化などにより、支援メニューに該当しない場合も考えられる。

そのため、他市町より多い支援金を支給する。

問 相談窓口はどこになるのか。

答 支援金の申請は危機管理グループで受け付ける。専門的な相談に対応できる兵庫県被害者支援センターに連絡をつなぐこともある。

福祉会館の総合相談窓口でも受け付けて、適切な機関につなぐ。

問 犯罪被害者が受けた精神的被害に対して、精神的ケアは町職員が支援するのか。

答 精神的ケアをする専門職員はいない。多くのケースがあるため対応は難しい。今後の課題として考えていく。

反対討論

播磨町の条例では、「安全の確保」「居住の安定」「雇用の安定」など、日常生活全般に対する支援などが細かく明文化されていない。支援金を多く払えば事足りるというものではない。

「被害者のために動く行政であってほしい」という犯罪被害者の声を受け止め、他市町の条例を参考にして、本町に即した条例の再構築を願います。

賛成討論

国の制度は給付までに期間を要することから、より身近で被害者に寄り添った給付が自治体にも求められている。

犯罪被害はいづ誰にでもおこりうる可能性がある。町独自の速やかな支援金給付制度は、被害者や家族が日常を取り戻すための支援策の第一歩としてとらえたい。

条例

指定管理者決定

播磨小に第二学童を開設

学童保育所児童数の増加に伴い、令和2年4月から播磨小の1階空き教室で、新たに第二学童保育所を開設します。

また運営は、他の学童保育所を良好に運営している指定管理者が一体的に運営することが合理的であり、児童にも影響が少ないことから、「高砂キッズ・スペース」に指定しました。

質疑

問 今回の第二学童保育所は空き教室を利用するが、今後他の学童保育所を増設する場合も、空き教室を使用するのか。

答 空き教室を利用すれば費用は少なくて済むが、費用だけでなく、その時の状況で判断する。

条例

工場緑地率を緩和

工場などの転出防止、競争力強化につながる工場増設策などの再投資の活性化を図るため、町の準則を定めました。

内陸部の工業地域の敷地面積に対する緑地面積割合を、国の準則より緩和します。(20%から10%へ緩和)

条例

町長等の損害賠償責任の上限を定める

町長や職員が住民訴訟により巨額の賠償責任を負わされることを恐れ、積極的な施策を遂行するに当たり萎縮することがないよう、条例を制定しました。

重大な過失がない時は、損害賠償責任の一部を免責することを定めました。

契約

給食配送車を購入

播磨小で作った給食を播磨中へ配送するため、給食配送車を81万円で購入します。

配送は令和3年1月より実施予定です。



人事

教育長の任命

任期途中の令和2年3月31日で退任される横田一氏の後任に、浅原俊也氏を任命することに同意しました。

任期は令和2年4月1日から令和4年9月30日までです。

人事

人権擁護委員の委嘱

本田恵子氏の任期が令和2年6月末に満了することから、大辻京子氏(大中)の推薦があり、委任としました。

委嘱期間は令和2年7月1日から3年間です。

繰越明許費補正

令和2年4月以降に完成する主な事業

- ・学校情報通信ネットワーク環境整備 1億5031万円
- ・町道浜幹線道路バリアフリー改修工事他 3000万円
- ・石ヶ池公園施設改修 1314万円
- ・町道二子二見線道路改良 1200万円
- ・播磨南中学校の渡り廊下底改修 340万円

※金額は1万円未満を切り捨てています。